

# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8190  
<http://www.suita-minsyou.com>  
main@suita-minsyou.com

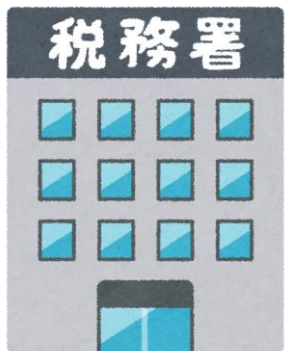
## 消費税法成立から36年

12月24日に毎月定例の消費税廃止吹田連絡会の宣伝行動を行いました。12月24日は36年前に消費税法が成立した日です。クリスマスもあって配布することからサンタクロースの帽子をかぶってビラを配布。新婦人のみなさんに準備していただいた鈴のついたサンタの折り紙も併せて配布しました。折り紙を受け取った子どもや女性はとても喜んでくれました。母親と一緒に買い物に来ていた女の子が「消費税って何？」と母親に聞く場面も。消費税がなかった時代を知らない世代が増えていることは宣伝中に痛感されることがあります。45分ほどの宣伝70枚と準備していた折り紙すべてを配布することができました。



## 收受印の押捺を求めて税務署と交渉

令和7年より申告書や届出書の控えに收受印の押捺を行わない問題について吹田税務署に要望書を提出し、12月20日に吹田民商、摂津民商で税務署と懇談を行いました。税務署は総務課長と課長補佐が応対しました。要望書の回答を口頭で受けましたが、收受印は押印せず收受した日付を記載したパンフレットを配布すると従来通りの回答でした。また提出用を受け付けでは收受印は押さず、バックヤードでまとめて押捺することもわかりました。吹田、摂津の両民商からはDXの押し付けであること、利便性の向上を掲げているが書面で提出する納税者は不利益を受けることを憲法の観点からも追求しました。またパンフレットでは收受の事実を客観的に証明できないことから、従来通り收受印を押捺すること、それができなければ提出された申告書等が受け付けられたことが証明できるように撮影すること、認めるように求めました。しかし押捺はしない、撮影についても庁舎管理上認めることができないと一点張りでした。また申告書の閲覧サービスについては、提出した翌日から利用ができ撮影することもできるとの回答もありましたが、提出後にもう一度税務署に行かなければいけません。引き続き吹田・摂津の両民商で押捺を行うことや收受された事実が証明できる代替案を求めていきます。



## 春の運動で民商を強く大きく

例年の確定申告期になり民商も春の運動期間に入ります。春の運動期間では署名活動に取り組みながら、まだ民商が自主申告などの要求を解決できる場所としてアピールを行います。

1月は12日に会員の皆さんに協力していただいている立て看板の設置、ポスターの貼り換えを行います。引き続きご協力ください。またポスターは店舗住宅の外壁や塀だけでなく、店内に掲示できる方がいればお届けさせていただきます。また2月初旬、3月初旬に業者さんをターゲットにしたなんでも相談会を開催します。知人で初めて申告される方がいればご紹介ください。またこれらの相談会を広く案内するために19日から吹田市内に4万枚のポステイングを行い、インスタグラムも駆使して宣伝を行います。別途B4版のカラービラを1万枚配布しますが、こちらは皆さんにも配布のご協力を呼びかけますのでよろしくお願いします。



## 伝言板

**年末調整実務会** 会場 吹田民商会館1階  
1月16日(木) 19時00分  
年末調整後の納付期限は、通常1月10日、特例納付は1月20日です。各法定調書の提出は提出期限は1月31日です。

## 新しいお店 教えるLINE

民商では毎月仲間を増やす行動を行っています。新しいお店に気付いた際には、撮影して民商の公式LINE(下のQRコード)に画像とおおよその場所を送信してください。ぜひご協力ください。



お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともいー！